

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ 保険税・保険料の改定のお知らせ

後期高齢者医療保険料の変更点

① 保険料の構成

令和8年度からの後期高齢者医療制度の保険料は、医療分と子ども・子育て支援納付金分で構成されます。それぞれ、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

$$\text{後期高齢者医療保険料} = \text{医療分 (所得率割+均等割額)} + \text{子ども・子育て支援納付金 (所得率割+均等割額)}$$

② 新設した子ども・子育て支援分の保険料

| 令和8年度 | |
|-------|---------|
| 所得割率 | 0.25% |
| 均等割額 | 1,400円 |
| 賦課限度額 | 21,000円 |

子ども・子育て支援金制度とは？

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代の皆さんで支援金を出し合い、その財源で子どもや子育て世帯への支援を充実させる仕組みです。



③ 医療分の保険料の見直し

■ 令和8・9年度の保険料率

保険料率(所得割率と均等割額)は、各都道府県の広域連合が医療費の増加などを見込み2年ごとに算定しています。

| | 令和6・7年度 | → | | 令和8・9年度 |
|------|---------|---|------|---------|
| 所得割率 | 9.49% | | 所得割率 | 9.35% |
| 均等割額 | 47,000円 | | 均等割額 | 51,100円 |

■ 保険料の上限額(賦課限度額)の見直し

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

| | 令和6・7年度 | → | | 令和8・9年度 |
|-------|---------|---|-------|---------|
| 賦課限度額 | 80万円 | | 賦課限度額 | 85万円 |

④ 低所得世帯に対する軽減の対象が広がります

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

| 区分 | 令和7年度 |
|------|-----------------------------------------|
| 2割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+56万円×世帯の被保険者数 |
| 5割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+30.5万円×世帯の被保険者数 |
| 7割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円 |



| 区分 | 令和8年度 |
|------|---------------------------------------|
| 2割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+57万円×世帯の被保険者数 |
| 5割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+31万円×世帯の被保険者数 |
| 7割軽減 | 43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円 |

※次のいずれかに当てはまる人の数

- ・給与収入が55万を超える人
- ・年金収入が60万円超(65歳未満)の人
- ・110万円超(65歳以上)の人

7割軽減について令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減とします。